

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (地域福祉推進課)	573
告 示	
○地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示の一部改正 (会計課)	576
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	577
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 ( )	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ( )	578
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ( )	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ( )	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 ( )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ( )	579
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 ( )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 ( )	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 (地域福祉推進課)	580
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定 ( )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止 ( )	〃
○保安林の指定予定の通知 (南丹広域振興局)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	581

## 公 告

○軽油引取税免税証の無効 (税務課)	〃
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (中丹広域振興局)	〃
○保安林の指定施業要件の変更の通知の公告 (山城広域振興局)	〃
○河川法に基づく措置命令の公告 (京都土木事務所)	582
○令和7年の二級建築士試験及び木造建築士試験の変更 (建築指導課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課、山城北土木事務所)	583

## 人 事 委 員 会

○職員の給与、勤務時間等に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	〃
--	---

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第64号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和41年京都府規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記第44号様式の（その1）中

実日数

を

実日数	継続月数

に、「通院」を「通所」に、

長期

を

長期	頻回

に改め、同様式の（その2）中

①マッサージ	円× 局所× 回＝ 円
②変形徒手矯正術	円× 回＝ 円

①マッサージ(施術料)	同意部位	( <sup>く</sup> 軀幹)	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	円
	施術回数	回	回	回	回	回	
通所	円× 回＝					円	
訪問施術料 1	円× 回＝					円	
訪問施術料 2	円× 回＝					円	
訪問施術料 3 (3人～9人)	円× 回＝					円	
訪問施術料 3 (10人以上)	円× 回＝					円	

を「②温罨法（加算）」に、「④温罨法・電気光線器具」を「③温罨法・電気光線器具（加算）」に、

⑤往療料	4km まで	円× 回	円
	4km 超	円× 回	円

④変形徒手矯正術(加算)	同意部位	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)
	施術回数	回	回	回	回
		円× 回=		円	
⑤特別地域(加算)			円× 回=		円
⑥往療料			円× 回=		円

に、「⑥施術報

告書交付料」を「⑦施術報告書交付料」に、

施術日 通院○ 往療◎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
-------------------	---

を

施術日	訪問1①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
通所○	訪問2②																															
往療◎	訪問3③																															
○往療又は訪問の理由		1 介助等がなければ公共交通機関を利用して外出することが困難 2 認知症又は視覚、内部若しくは精神の障害等により介助等がなければ外出することが困難 3 その他( )																														

に、

「⑦」を「⑧」に、「+⑥」を「+⑥+⑦」に、「⑧」を「⑨」に、「⑨」を「⑩」に、「⑩」を「⑪」に、「往療を」を「往療又は訪問を」に、「[摘要]欄にその理由を記入」を「その理由を「往療又は訪問の理由」欄から選択」に、「通院に」を「通所に」に、「を○で」を「は○を」に、「を◎で囲んで」を「は◎を、訪問施術料1によるものは①を、訪問施術料2によるものは②を、訪問施術料3によるものは③を記入して」に改め、同様式の(その3)中

② 施 術 料	はり	円× 回=		円
	きゆう	円× 回=		円
	はり、きゆう併用	円× 回=		円
	電療料 1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具	円× 回=		円
③往療料	4km まで	円×	回	円
	4km 超	円×	回	円

を

施 術 料	②はり・きゆう	施術の種類	1術	回	2術	回
	通所		円× 回=		円	
	訪問施術料1		円× 回=		円	
	訪問施術料2		円× 回=		円	
	訪問施術料3(3人~9人)		円× 回=		円	
	訪問施術料3(10人以上)		円× 回=		円	
	③電療料(加算)					
	1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具		円× 回=		円	
	④特別地域(加算)		円× 回=		円	
	⑤往療料		円× 回=		円	

に、「④施術報

告書交付料」を「⑥施術報告書交付料」に、

施術日 通院○ 往療◎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
-------------------	---

を

施術日	訪問1①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
通所○	訪問2②																																
往療◎	訪問3③																																
○往療又は訪問の理由		1 介助等がなければ公共交通機関を利用して外出することが困難																															
		2 認知症又は視覚、内傷若しくは精神の障害等により介助等がなければ外出することが困難																															
		3 その他（ ）																															

に、

「⑤合計金額」を「⑦合計金額」に、「+④」を「+④+⑤+⑥」に、「⑥」を「⑧」に、「⑦」を「⑨」に、「⑧」を「⑩」に、「[摘要]」欄には、往療を必要とした理由等を記入して」を「往療又は訪問を必要とした場合は、その理由を「往療又は訪問の理由」欄から選択して」に、「通院に」を「通所に」に、「を○で、」を「は○を、」に、「を◎で囲んで」を「は◎を、訪問施術料1によるものは①を、訪問施術料2によるものは②を、訪問施術料3によるものは③を記入して」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の生活保護法施行細則（以下「新規則」という。）別記第44号様式の規定は、令和6年10月1日以後の施術について適用し、同日前の施術については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の生活保護法施行細則別記第44号様式による用紙であって令和6年10月1日以後の施術について記載するものは、当分の間、新規則別記第44号様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

告 示

京都府告示第414号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示（令和6年京都府告示第374号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表京銀カードサービス株式会社の項及び京都クレジットサービス株式会社の項中

京都府母校応援ふるさと寄附基金寄附金
--------------------

を

京都府母校応援ふるさと寄附基金寄附金
iPS細胞による再生医療等の技術開発応援プロジェクト寄附金

に、

ドナルド・マクドナルド・ハウス京都開設資金寄附金
--------------------------

を

ドナルド・マクドナルド・ハウス京都開設資金寄附金
IVS Youth寄附金

に改め、同表株式会社トラストバンクの項中

京都市町村連携型ふるさと納税
----------------

を

京都市町村連携型ふるさと納税
IVS Youth寄附金

に改め、同表に次のように加える。

アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒一丁目8の1	京都市町村連携型ふるさと納税	7. 6. 17
m a n a a b l e 株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目10の8 ウイング410-2A	警察手数料	7. 6. 25



京都府告示第415号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
うすいハートクリニック	舞鶴市字引土小字湯ノ口69	臼井 公人	令 7. 8. 1
医療法人聖医会岡本歯科医院	宇治市木幡大瀬戸2の5	医療法人聖医会	7. 7. 1
ユタカ薬局亀岡南つつじヶ丘	亀岡市南つつじヶ丘大薬台2丁目44の4	株式会社ユタカファーマシー	7. 8. 1
一般社団法人かみつれ会あこ診療所	木津川市相楽城西69の2	一般社団法人かみつれ会	7. 7. 1
ミタニ薬局	山城町平尾南払戸105の2	三谷 卓哉	〃
すみか訪問看護ステーション	乙訓郡大山崎町字円明寺小字茶屋前31の3の102	株式会社すみか	7. 8. 1
たまみず香川医院	綴喜郡井手町井手里2の1	香川 力	7. 7. 1



京都府告示第416号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

	医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年月日
新	すてっぷ訪問看護ステーション長岡京	長岡京市花山1丁目36	One Step Closer 株式会社	令 7. 8. 1
旧	いずみ訪問看護リハビリステーション長岡京			

京都府告示第417号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
富川歯科医院	舞鶴市余部下686の7	富川 唯夫	令 7. 6. 30
貴志歯科医院	宇治市木幡大瀬戸2の5	貴志 有望	〃
あこ診療所	木津川市相楽城西69の2	藤井 亜湖	〃
ミタニ薬局	〃 山城町平尾南払戸105の2	三谷 雅英	〃
はっとり歯科医院	乙訓郡大山崎町字大山崎小字傍示木15の5	服部 継男	7. 5. 31
医療法人社団岡林医院	綴喜郡井手町大字井手小字里2の1	医療法人社団岡林医院	7. 6. 30

京都府告示第418号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
OneStepCloser株式会社	訪問看護・介護予防訪問看護	新 すてっぷ訪問看護ステーション長岡京	長岡京市花山1丁目36	令 7. 8. 1
		旧 いずみ訪問看護リハビリステーション長岡京		

京都府告示第419号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
後藤 元	林榎原診療所	京都市西京区川島調子町44	令 7. 7. 8

京都府告示第420号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
山田 彩紀子	まっすぐ機能訓練・マッサージセンター 枚方	枚方市渚西1の5の17 三熊ハイツ渚2号208	令 7. 7. 14



京都府告示第421号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
うすいハートクリニック	舞鶴市字引土小字湯ノ口69	白井 公人	令 7. 8. 1
医療法人聖医会岡本歯科医院	宇治市木幡大瀬戸2の5	医療法人聖医会	7. 7. 1
ユタカ薬局亀岡南つつじヶ丘	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44の4	株式会社ユタカファーマシー	7. 8. 1
一般社団法人かみつれ会あこ診療所	木津川市相楽城西69の2	一般社団法人かみつれ会	7. 7. 1
ミタニ薬局	〃 山城町平尾南払戸105の2	三谷 卓哉	〃
すみか訪問看護ステーション	乙訓郡大山崎町字円明寺小字茶屋前31の3の102	株式会社すみか	7. 8. 1
たまみず香川医院	綴喜郡井手町井手里2の1	香川 力	7. 7. 1



京都府告示第422号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する



法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
新 すてっぷ訪問看護ステーション長岡京	長岡京市花山1丁目36	One Step Closer 株式会社	令
旧 いずみ訪問看護リハビリステーション長岡京			7. 8. 1



京都府告示第423号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
富川歯科医院	舞鶴市余部下686の7	富川 唯夫	令 7. 6. 30
貴志歯科医院	宇治市木幡大瀬戸2の5	貴志 有望	〃
あこ診療所	木津川市相楽城西69の2	藤井 亜湖	〃
ミタニ薬局	〃 山城町平尾南払戸105の2	三谷 雅英	〃
はっとり歯科医院	乙訓郡大山崎町字大山崎小字傍示木15の5	服部 継男	7. 5. 31
医療法人社団岡林医院	綴喜郡井手町大字井手小字里2の1	医療法人社団岡林医院	7. 6. 30

京都府告示第424号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称		所 在 地	変 更 年月日
OneStepCloser株式会社	訪問看護・介護予防訪問看護	新	すてっぷ訪問看護ステーション長岡京	長岡京市花山1丁目36	令 7. 8. 1
		旧	いずみ訪問看護リハビリステーション長岡京		



京都府告示第425号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
後藤 元	林檎原診療所	京都市西京区川島調子町44	令 7. 7. 8



京都府告示第426号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年月日
山田 彩紀子	まっすぐ機能訓練・マッサージセンター枚方	枚方市渚西1の5の17三熊ハイツ渚2号208	令 7. 7. 14



京都府告示第427号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南丹市美山町音海廻り尾55から60まで
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその関係書類を閲覧することができる。



京都府告示第428号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である農林水産省近畿農政局亀岡中部農地整備事業所長から通知があった。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
亀岡市千代川町
- 2 測量の期間  
令和7年8月18日から令和7年10月31日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（2級基準点測量）



京都府告示第429号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である農林水産省近畿農政局亀岡中部農地整備事業所長から通知があった。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
亀岡市大井町
- 2 測量の期間  
令和7年8月20日から令和7年9月30日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（路線測量）

**公 告**

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、紛失の日以降無効とする。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

業種	種類	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された業者の所在地及び名称	交付した事務所等	紛失年月日
農業等	50リットル券	F14761980	1枚	令和7年6月9日～7月31日	京都府丹後市大宮町谷内1017番地 全国農業協同組合連合会京都府本部大宮給油所	京都府丹後広域振興局	令和7年6月12日



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により舞鶴市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
まいづるマルシェ  
舞鶴市大字溝尻小字越行1092-1
- 2 届出者の名称及び住所  
株式会社にしがき  
京丹後市大宮町口大野88番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日  
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更の届出  
令和7年3月18日
- 4 意見の概要  
騒音規制法、振動規制法及び京都府環境を守り育てる条例に定める特定施設を設置する際は、特定施設設置届出書の提出を義務付けるものとする。
- 5 縦覧場所  
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間  
令和7年8月26日から令和7年9月26日まで



森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知をする相手方の所在が不明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を南山城村役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名  
大東市北条五丁目10番27号  
眞鍋 鼎  
熊本市国府三丁目3番59号  
大久保 文人

- 2 通知の要旨
- (1) 農林水産大臣が、保安林の指定施業要件を変更したこと。
  - (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和7年農林水産省告示第1079号による。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知をする相手方の所在が不明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を南山城村役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和7年8月26日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名  
高市郡八木町大字北八木179番地  
奥村 徳松  
相楽郡大河原村字野殿第22番戸  
木戸元 安五郎  
橿原市醍醐348番地3  
太宏林業株式会社  
大阪市北区松ヶ枝町7番19号  
中井 照子  
門真市大字桑才46番地の1  
中道 尚孝  
御所市大字池之内587番地 県営住宅51棟401号  
中村 里子  
交野市大字星田3435番地の2  
裕本 與市  
吹田市大字南27番地  
森岡 正太郎  
大阪市旭区大宮一丁目14番21号  
山中 昭子  
東京都中野区中野三丁目47番4-621号  
吉岡 真一

- 2 通知の要旨
- (1) 農林水産大臣が、保安林の指定施業要件を変更したこと。
  - (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和7年農林水産省告示第1081号による。

河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第26条第1項又は第29条第1項に違反する行為について、同法第75条第1項の規定による措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定により、次の措置を行うべきことを公告する。

なお、違反行為が行われている場所を示す図面は、次の閲覧場所において、令和7年8月26日から令和7年9月25日まで閲覧することができる。

令和7年8月26日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 違反行為が行われている場所  
京都市北区衣笠開き町80番地先（一級河川淀川水系天神川左岸）
- 2 違反行為
  - (1) 工作物の設置
  - (2) 廃物の投棄
- 3 行うべき措置の内容  
5の連絡先に申し出た上で、令和7年9月25日までに京都府京都土木事務所長の指示に従い、違反行為に係る物件を除却し、土地を原状回復すること。
- 4 京都府京都土木事務所長による措置等  
3の措置が行われなときは、京都府京都土木事務所長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う。この場合、当該措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定により当該措置を行うべき者の負担とする。
- 5 閲覧場所及び連絡先  
〒606-0821 京都市左京区賀茂今井町10の4  
京都府京都土木事務所施設保全・用地課  
電話（075）701-0102

令和7年3月4日付け京都府公報第592号で公告した令和7年の二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について、次のとおり変更する。

令和7年8月26日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

ページ	欄	行	変更前	変更後
137	左	下から25	龍谷大学（深草学舎） （京都市伏見区深草塚本町67）	大谷大学（京都本部キャンパス） （京都市北区小山上総町）



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年8月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

B-1 工区

宇治市安田町鵜飼田55の2の一部、55の3、56の1、56の2の一部、86の1、86の2の一部、87の1、87の4の一部、88の1、88の3の一部、100の1、101の1、102の1、103の1、104、105、106の1、106の2の一部、107の1、107の2の一部、108、109の1、109の2の一部、市有地

（関連区域）

宇治市安田町鵜飼田19の2の一部、20の2の一部、54の2の一部、55の2の一部、56の2の一部、57の2の一部、58の2の一部、84の2の一部、85の2の一部、86の2の一部、87の2、87の3の一部、87の4の一部、88の2、88の3の一部、89の2の一部、90の3の一部、100の2、100の3、100の4の一部、101の2、102の2、103の2、106の2の一部、107の2の一部、109の2の一部、伊勢田町西遊田1の2の一部、1の4の一部、2の2の一部、3の2の一部、4の2の一部、5の2の一部、6の2の一部、7の2の一部、31の2の一部、32の2の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

枚方市大字穂谷2128の12

有限会社大野組

2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

八幡市八幡福祿谷148の42、149の1、150の1

（関連区域）

八幡市八幡福祿谷148の43の一部、148の44の一部、149の4の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八幡市八幡三反長45

水瀬 潔

人 事 委 員 会

職員の給与、勤務時間等に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月26日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—844

職員の給与、勤務時間等に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則6—2）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第25条の2」に、「休業の基準」を「休業の基準等」に、「第69条の14」を「第69条の16」に、「第3節の2 休業（第69条の15—第69条の17）」を「第3節の2 休業（第69条の17—第69条の17）」を「第3節の3 育児のための休業等」に關し任

20) 命権者が講じるべき措置（第69条の21）」に改める。

第60条第5項第4号中「1日の勤務時間の一部について」を削る。

第69条の7第2項を次のように改める。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、4時間を超えない範囲内の時間とする。

第69条の8第2項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第5章第3節の2の次に次の1節を加える。

第3節の3 育児のための休業等に関し任命権者が講じるべき措置

（任命権者が措置を講じる期間）

第69条の21 条例第45条の22第2項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11箇月に達する日の翌々日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間とする。

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第2条 職員の育児休業等に関する規則（京都府人事委員会規則6—90）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、同条中「あって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日が」を削る。

第6条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。